

平成 18 年 1 月 26 日

金融庁 監督局総務課バーゼル 推進室 御中

全 国 銀 行 協 会

新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案および銀行持株会社に関する  
自己資本比率告示案に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 17 年 12 月 28 日に公表された標記改正案に対する意見を別紙 1 および別紙 2 のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## 【1. 再見直し後告示案の主な変更箇所に対する意見】

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
1	有価証券の未決済取引に係る未収金	10条2項1号	21	信用リスク・アセットの額を算出することを要しない未収金の範囲に関する変更の要望	信用リスク・アセットの額を算出することを要しないものとして「第七十九条の五又は第七十七条の二に規定する取引に係る未収金」とあるが、「有価証券の未決済取引に係る未収金」と変更していただきたい。	「第七十九条の五又は第七十七条の二」においては、「同時決済取引(長期決済期間取引を除く)の約定決済日5営業日以降」及び「非同時決済取引(長期決済期間取引を除く)の有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行なった日以降」に関する規定であり、例えば、約定から決済日までの期間については対象となっていない。有価証券の約定日以降に発生する未収金全てが信用リスク・アセットの額の算出対象外となるよう、左記の通り修正をお願いしたい。
2	清算機関のエクスポージャー	10条3項	21	「清算機関等」に含まれる具体的機関の明確化要望	清算機関等には、各種取引所の他、以下が含まれる事を解釈集等で明確化していただきたい。  東京銀行協会 日本国債清算機関(JGBCC) 日本証券クリアリング機構 米国FICC(Fixed Income Clearing Corp.) 英国LCH(London Clearing House)  (一方、短資会社は清算機関等に含まれないとの理解でよいか同時に確認させていただきたい。)	左記清算機関は、「信託業法第三十一条に規定する清算機関」に明記されている各種取引所と同様、金融市場の安定化に資するインフラであり、同様の取扱いとされることが適切と考えられるため。
3	清算機関のエクスポージャー	10条3項1号	21	海外における「レボ形式の取引及び現物・直物取引」が除外されてしまう誤解を避ける観点から、10条3項1号の表記を修正いただきたい。	左記の趣旨から、以下のとおり修正いただきたい。  <修正前> 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レボ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャー  <修正後> 清算機関等との間で成立している派生商品取引、レボ形式の取引及び現物・直物取引、信用取引その他これに類する海外の取引より生ずるエクスポージャー	

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## 【1. 再見直し後告示案の主な変更箇所に対する意見】

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
4	クレジット・デリバティブにおけるプロテクション売却	79条 283条	54-55 161	<p>一定のクレジットデリバティブのカウンターパーティリスクについては、資本賦課の対象とならない対応を許容していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バンキング勘定のエクスポージャー等をハッジするクレジットデリバティブ</li> <li>・バンキング勘定でのクレジットデリバティブのプロテクション売り取引</li> </ul> <p>また、バンキング勘定でプロテクションを売却する場合のレファレンス資産のリスクアセット計上、トレーディング勘定で保有する場合のレファレンス資産の個別リスク計上を行なう必要があるか否かを確認したい。</p>	<p>「トレーディング業務に対するバースル」の適用およびダブルデフォルト効果の取扱いにおいて、左記取引については資本賦課の対象とならないことが許容されており(パラグラフ89、90)、本邦においても、同様の取扱いを許容していただきたい。</p> <p>なお、ファーストデフォルト型のクレジットデリバティブ(136条により第8章の規定を準用する場合を含む)の場合についても、同様の取扱いとしていただきたい。</p> <p>また、レファレンス資産に関するバンキング勘定でのリスクアセット計上、トレーディング勘定での個別リスク計上(第283条において、個別リスクの相殺については規定)については明確な規定がないので、それぞれ計上の必要があるか確認させていただきたい。</p> <p>なお、トレーディング勘定において、個別リスク計上の必要がある場合には、プロテクション購入の場合はレファレンス資産のロングポジションを、プロテクション売却の場合はレファレンス資産のショートポジションを認識するという理解でよいか。</p>	告示もしくは解釈集で明確化していただきたい。
5	長期決済期間取引の定義	79条2項	52	<p>長期決済期間取引の対象となる「外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引」とは、具体的にどのような取引を指しているのか明確にさせていただきたい。</p>	<p>第79条1項にある「外国為替関連取引」には、先物、先渡、その他の為替関連派生商品取引が全て含まれると理解している。また、第79条2項において長期決済期間取引の対象となる「外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引」についても、上記と同様の取引が含まれると理解しているが、その理解で正しいか否かを確認させていただきたい。仮に対象取引が異なる場合には、対象となる取引の明確化を図っていただきたい。</p>	今回の告示において新たに提示された表現であり、システムインフラ整備その他対応準備上、詳細の明確化を希望するもの。告示もしくは解釈集等で、対象となる取引の明確化を図っていただきたい。

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## 【1. 再見直し後告示案の主な変更箇所に対する意見】

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
6	長期決済期間取引と未決済取引の定義	79条2項1号等	53	長期決済期間取引、同時決済取引、非同時決済取引、フェイル取引の定義に関して、それらの関係および信用リスクアセットの算定方法を明確化していただきたい。	<p>長期決済期間取引となる同時決済取引の扱い</p> <p>(1) 告示案上、「約定上の決済期日の経過後において支払い又は引渡しが行われていない営業日数(以下「経過営業日数」という。)が四日以内の取引」と表現されており、経過前の取引が含まれないように読み取れるので、含まれることを明確にしてください。</p> <p>(2) 長期決済期間取引となる同時決済取引で、約定上の決済期日を経過した取引(ただし4日以内)について、カレント・エクスポージャー方式を採用する場合、与信相当額はどのように算出するべきか明示していただきたい。</p> <p>通常の同時決済取引の扱い</p> <p>長期決済期間取引に該当しない通常の同時決済取引で、取引を約定したが受渡日(決済日)到来前の場合、信用リスクアセットの賦課はないことを確認したい。</p> <p>(長期決済期間取引と未決済取引等との整理については、別添図をご参照。)</p>	<p>今回の告示において新たに提示された表現であり、システムインフラ整備その他対応準備上、詳細の明確化を希望するもの。告示もしくは解釈集等で、対象となる取引の明確化を図っていただきたい。</p> <p>決済がいつ行われるか不明であること、決済期日経過後4日以内に限定されていることを鑑み、再構築コストは現在の価格を用いて評価、アドオンは0となることを、告示もしくは解釈集で明確化していただきたい。 (なお、約定日以降、決済期日以前の再構築コスト、アドオンの考え方も同様でよいか。)</p> <p>有価証券等の売却又は資金の受渡を約定したが、受渡前(決済期日前)である決済取引に関して、経過営業日数が4日以内の未決済取引と同様に、信用リスクアセットを賦課しない取り扱いとしないと、受渡日の前後で取扱い方法が異なると整合性が取れないため。</p>
7	短期マチュリティ調整の対象	158条3項4号	97	「外国通貨を決済するための取引」とは具体的にどのような取引を指しているのか明確にしてください。	為替先物、先渡、その他の為替関連派生商品取引については、1年の下限を適用しないとの理解でよいか。	告示もしくは解釈集で明確化していただきたい。
8	マチュリティ	158条	97	158条6項が削除(各項に定めのない場合は2.5年のマチュリティ使用)されている理由をご教示いただきたい。	同左	
9	マチュリティ	158条	97	「日銀預け金」「郵便振替」「その他銀行預け金(譲渡性預け金除く)」等期限の定めのないものは、マチュリティを何年とすればよいのか。	同左	告示もしくは解釈集で明確化していただきたい。

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## 【1. 再見直し後告示案の主な変更箇所に対する意見】

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
10	マーケットリスク規制における承認申請書の提出	274条2項4号	156	既に現行の規制で内部モデル方式を採用している銀行は、みなし承認の提出資料において、当該銀行が現行の告示に基づく届出を行って以降リスク計測モデルの重要な変更を行っていない場合は、当該項目に係る資料等の提出は必要ないものと考えてよいか。	同左	現行規制で内部モデル方式を採用している銀行は、既に計測モデル開発時のモデル検証は過去に終了していること、また、当該項目は、新告示導入後の「定性的な基準」であるため、みなし承認時点では、当該資料の提出は難しいため。
11	マーケットリスク規制における一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準	274条2項4号	156	本文中にある「開発」という文言を「開発プロセス」に修正願いたい。また、本項における「開発プロセス」には、当該モデルの要件定義/実装確認/制定プロセスは含まれず、当該プロセスに従事する者が、その後定期的にモデルの検証を行うことが問題ないことを確認したい。	<p>本案については、以下の通り、一部修正願いたい。(下線部分:修正箇所)</p> <p>また、本項における「開発プロセス」には、当該モデルの要件定義/実装確認/制定プロセスは含まれず、当該プロセスに従事する者が、その後定期的にモデルの検証を行うことが問題ないことを確認したい。</p> <p>&lt;修正前&gt; リスク計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。</p> <p>&lt;修正後&gt; リスク計測モデルが、当該モデルの開発プロセスから独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。</p>	<p>本改訂案の表現では、マーケット・リスク管理部署が、モデルの開発と検証をプロセスを分けて行っている場合、モデル開発に従事した者と同一の部署に属する者が、当該モデルの検証を行なえなくなってしまうおそれがあること。尚、本改訂案の基になったTBペーパーでは、リスク計測モデルの開発プロセスから独立した者による検証を求めているのみであるため、より適切な表現であると思料される。</p> <p>また、本項における「開発プロセス」に、仮に当該モデルの要件定義/実装確認/制定プロセスを含めた場合、当該プロセスに係った者は、その後、当モデルに関する検証業務を行うことが出来なくなってしまい、モデルの継続的な改善を図ることが実務上困難になると思料されるため。</p>
12	マーケットリスク規制における金利リスクカテゴリーの個別リスク	284条	163	信用リスク区分における適格対象格付機関や、使用する格付の内容(依頼格付けと勝手格付け)についての早期明確化をお願いしたい。	同左	細分化された信用リスク区分に対応したシステム開発に時間を要するため。

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## 【1. 再見直し後告示案の主な変更箇所に対する意見】

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
13	「長期決済期間取引」に関する経過措置	附則14条	188	1年の経過措置後、2年間、旧法によるフロア計算の2重計算を避ける観点より、旧法適用の際にも、新規制を適用したものと同一ものを使用したいと考えるが、解釈上可能と考えるてよいか。	現状の規制上、原取引期間14日以内の取引を除くことについては、「できる」という規定になっている。これを5営業日としても、フロアは保守的に適用されることとなり、現行規制にも抵触しないと考えられる。	新旧で別々の作業、システム等の手当てを行うことは負荷がある一方、これを行うことの意義は小さく、1本化した運営をしたいと考え、解釈としても問題は無いものとするが、現行規制のフロアとしての連続性、解釈の観点から、確認させていただきたい。
14	「長期決済期間取引」に関する経過措置	附則14条	188	未決済取引等に関する経過措置を附則第十四条にて許容していただいているが、同様に「長期決済期間取引」についても経過措置を認めていただきたい。	同左	第七十九条第2項に規定される「長期決済期間取引」につきましても、未決済取引等に関する取扱いとして新たに追加された論点であり、その他未決済取引等と同様に経過措置を認めていただきたい。

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## [2. その他の意見]

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
15	適格引当金	1条5号	4	ディスカウントしてデフォルト債権等を購入している場合のディスカウント部分の取扱い明確化を要望	デフォルト債権などをディスカウントして購入している場合、ディスカウント部分を適格引当金に算入可能とすることを認めていただきたい。	ディスカウントの取扱いにつき、パブリック・コメントへの貴庁ご回答(05/3/31)では、「内部格付手法において、デフォルト債権のディスカウント部分は、適格引当金として取扱うことがパーゼルにおいて認められているところです。しかしながら、LGDにつき当局設定値を用いる基礎的内部格付手法において、デフォルト債権のリスク管理の適切性、及び購入債権のディスカウント部分との取扱い関係の整理の観点から、引き続き検討していく予定です。」とされている。今般の再見直し後告示案においても、ディスカウント部分を所要自己資本額の軽減に利用できる規定としては、引き続き173条4項および257条4項で限定的に規定されているのみであるが、パーゼル最終文書でのディスカウントの取扱いを勘案、左記対応を認めていただきたい。
16	その他リテールエクスポージャー	1条42号	9	その他リテール向けエクスポージャーの定義において「ロイに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの」とあるが金額基準を「一億二千万」に見直していただきたい。	中小企業向け小口と信も本資産区分で扱われるものと考え、リスク特性・均質性が保たれている範囲においては実態に即した水準に設定すべきと思われる。中小企業に対する与信の実態からすると一億円未満の定義では厳しすぎる面があり、金額を1億二千万円に引き上げることを要請致すもの。金額基準を一億二千万円に引き上げることにより零細企業向け小口と信の大宗が「その他リテール」として管理可能となり、業務実態・与信運営と規制との整合性が一層図られると考える。	パブリックコメントへの貴庁ご回答(05/06/17)において「1億円未満という金額基準に若干の柔軟性を許容することについて、その必要性も含め、今後検討したいと考えています」との回答であった。
17	標準的手法における法人等向けエクスポージャーの特例	67条 148条	46 85	国内銀行(以下子銀行)が適用除外の対象となる場合、親銀行の連結自己資本比率規制においては第67条(法人等向けエクスポージャーへの一律100%リスクウェイトの適用)を適用しても、子銀行自身の単体・連結自己資本比率規制においては第67条を適用しないことが認められるべきである。	親銀行が内部格付手法を適用する場合かつ連結対象である国内銀行(以下子銀行)が適用除外の対象となる場合、親銀行の連結自己資本比率規制においては第67条を適用しても、子銀行自身の単体・連結自己資本比率規制においては第67条を適用しないことが認められると理解しているが問題はないか確認したい。	親銀行の連結レベルでは多くの傘下子会社があるため、第67条を選択することに合理性があっても、子銀行自身の管理においては、より木目細かい管理を望む可能性があり、そうしたニーズに対して規制は弾力的に運営されるべきだと考える。
18	内部格付手法の適用	146条	85	親銀行が内部格付手法を適用する場合でも、子銀行自身の単体・連結自己資本比率規制においては標準的手法の適用が認められるべきである。	親銀行が内部格付手法を適用する場合、連結対象である国内銀行(以下子銀行)の資産(=内部格付を付与してリスクアセットを計算)について、親銀行の連結自己資本比率規制においては内部格付手法の適用が原則義務付けられても、子銀行自身の単体・連結自己資本比率規制においては標準的手法の適用が認められると理解しているが問題はないか確認したい。	子銀行の規模やビジネスモデルを考えた場合、親銀行と同等のリスク管理制度の導入は過剰である場合が想定されるため。

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## [2. その他の意見]

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
19	標準的手法における、適格金融資産担保についての簡便手法の扱い	116条5号(ロ)	74-75	二十パーセント・フロアの適用除外について第五号の口でいう「中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券」の範囲を確認したい。	「国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券」は第五号の口の対象となるという理解でよいが。	最終合意パラグラフ185ではソブリン/PSE発行の証券となっており、同パラグラフ56で「国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体」はソブリンのカテゴリーに記載されている。パラグラフ59で標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行はバーゼル委で審査しておりソブリンと同様の扱いを行ってよいのではないが。
20	信用リスク削減手法の残存期間の下限	131条	80	「信用リスク削減手法を勧案する当初の時点において」の解釈を明確化してほしい。	旧告示案での「契約当初の時点において、」から今回「信用リスク削減手法を勧案する当初の時点において、」と文言が変更となっているが、実質的な意味の変更はないことを確認したい。	バーゼル最終合意の「Original maturity」の意味は、担保・保証であれば設定日から担保・保証の満期日(もし、満期があれば)、ネットिंगであれば、預金の預入日から預金の満期日(自動定期であれば、次回書き換え日)となると思われるが、左記の文言の変更によって上記の解釈が変更されるものではないと思われる。
21	先進的内部格付手法における事業法人等向けエクスポージャーのEAD	第141条(第4項) 第78条 第147条 第157条(第3項)	96	貿易関連取引、ソブリン・金融機関向けエクスポージャー等、デフォルト実績の少ないエクスポージャーのオフバランス取引等に係わるEAD推計について、先進的内部格付手法移行計画が提示されている場合、当該移行期間中においては、第78条・157条に掲げる掛目の使用が許容されることを確認したい。	貿易関連取引、ソブリン・金融機関向けエクスポージャー等の特定のオフバランス取引に係わるEAD推計は、そのデフォルト実績の少なから、平成20年度(先進的内部格付手法開始)時点での有効なEAD推計が困難である。そうした場合、先進的内部格付手法実施当初において、当該資産区分のEAD推計については、自行推計に向けた先進的内部格付手法移行計画を提出することとなるが、当該計画に基づく移行期間中においては、第78条・157条に掲げる掛目を使用することができ、移行計画の当初から、厳格な実績値等との検証、自己資本比率の適切さを損なうものでない旨の説明を求められるものではないとの理解でよいが。	デフォルト実績の少ないポートフォリオのオフバランス取引に係わるEAD自行推計についてのフォールバックオプション設定の要望は、17/3/31公表の見直し告示案に対するパブリックコメントにおいてコメントしたが、その際の当局回答(内部格付手法No.7)は、「当局設定値の使用は当然には認められず、仮に、内部又は外部の情報によっても自行推計できない場合で、一定の数値を自行推計値として用いる場合には、暫定的措置であり(1)自己資本比率の適切性を損なうものでないことの説明、及び(2)実績値との不断の検証が必要」とのものであったが、当該要件は、移行期間中には課されないことを確認したい。移行計画の提示は、そもそも上記対応が困難であることに起因することを理解いただきたい。
22	株式等エクスポージャーのヘッジの取扱い	166条5項・6項	100	マーケット・ベース方式(簡易手法)、PD/LGD方式に関し、株式等エクスポージャーに対するヘッジの要件及びヘッジが認められない場合の対応について、過度に保守的な対応とならないよう、少なくとも解釈集等での手当てをお願いしたい。	同左	例えば、保有株式を先物指数取引でヘッジする場合に、残存マチュリティの要件を満たさない等の事由により、保有株式のみならず先物指数取引についても資本賦課がなされるとすると、当該ヘッジを行なうことに対して逆インセンティブを与えてしまうことになるため。



## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## [2. その他の意見]

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)								
		関連条文	頁											
23	信用リスク・アセットのみなし計算	167条	102	第167条第1項を適用しファンドのルックスルーを行なう場合に、ファンド等から取得可能な情報等の実態比過度なルックスルー対応が必須となることのないよう配慮いただきたい。(例えば、ファンドが行なう派生商品取引、長期決済期間取引、未決済取引等についても認識することが必須となる等。) また、当該ルックスルーの程度に関する方向感については、民間との議論を踏まえ、解釈集等で示していただきたい。 同様に、「標準的手法」を採用した場合についても、上記ルックスルーを行なった場合の取扱いについて配慮いただくことを要望するとともに、その他「ルックスルー不可」の場合の対応について、確認をさせていただきたい。	同左									
24	信用リスク・アセットのみなし計算	167条	102	ルックスルー対応を行なった場合において、バンキング勘定で保有した場合に信用リスク・アセット算出の対象外となるものについては、同様に対象外となることを確認させていただきたい。 ・取引所に対するエクスポージャー(取引所に上場されている株価指数先物(TOPIX先物)等) ・原契約期間が5日以内の外国為替関連取引 等	同左									
25	信用リスク・アセットのみなし計算	166条 167条	100～ 103	株式に投資するファンドに対し、167条第1項を適用してルックスルーを行い、保有する個々の株式に対して、内部モデルを適用してリスクアセット計算を行う場合、複数のファンドの保有明細にある株式を全て合算し、同時に内部モデルを適用してよいことを確認したい。	具体的には、例えば株式に投資する別々のファンドA,Bがあり、その保有明細が以下の場合を想定。(全てロングポジション)  <table border="0"> <tr> <td>ファンドA</td> <td>ファンドB</td> </tr> <tr> <td>銘柄1 : 200</td> <td>銘柄3 : 300</td> </tr> <tr> <td>銘柄2 : 300</td> <td>銘柄4 : 300</td> </tr> <tr> <td>銘柄3 : 450</td> <td>銘柄5 : 200</td> </tr> </table> 内部モデルを適用するには、株式のポートフォリオとしては、同一銘柄のロングポジションは合算し、 銘柄1 : 200 銘柄2 : 300 銘柄3 : 750 銘柄4 : 300 銘柄5 : 200 として、まとめて同時に算出する。	ファンドA	ファンドB	銘柄1 : 200	銘柄3 : 300	銘柄2 : 300	銘柄4 : 300	銘柄3 : 450	銘柄5 : 200	同左
ファンドA	ファンドB													
銘柄1 : 200	銘柄3 : 300													
銘柄2 : 300	銘柄4 : 300													
銘柄3 : 450	銘柄5 : 200													

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## [2. その他の意見]

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
26	信用リスク・アセットのみなし計算	166条 167条	100～ 103	上記確認事項とほぼ同様だが、異なるファンドにおいて、一方のファンドでは、ある銘柄のロングポジション、もう一方のファンドでは、その銘柄のショートポジションを保有する場合、全体としてはネットした上で、内部モデルを適用して良いことを確認したい。	具体的には、例えば株式に投資する別々のファンドA,Bがあり、その保有明細が以下の場合を想定。  ファンドA                      ファンドB 銘柄1：200                      銘柄3：-300(ショート) 銘柄2：300                      銘柄4：300 銘柄3：450(ロング)              銘柄5：200  内部モデルを適用する際には、株式のポートフォリオとしては、同一銘柄のロングポジションとショートポジションはネットし、 銘柄1：200 銘柄2：300 銘柄3：150 銘柄4：300 銘柄5：200 として、纏めて同時に算出する。	同左
27	信用リスク・アセットのみなし計算	167条2項	102	現物株式のみでなく株式先物取引を含むファンド、ロング/ショート のファンドについて、過半数方式を適用する場合の「過半数の 判定基準」「リスク・アセットの算出方法」について、民間との議論 を踏まえ、解釈集等で示していただきたい。	同左	
28	信用リスク・アセットのみなし計算	167条2項	102	単純過半数方式を適用する場合において、ファンド全体(又は、株式以外の資産)に適用するリスクウエイトの算出方法 を確認したい。	(1) 株式の保有明細が分かっていた場合 A. マーケットベース方式を使用すると定めている場合 以下の何れの方法でも可能と考えてよいか。 個々の株式に対して内部モデル手法等を適用して算出した平均 リスクウエイト 個々の株式に対して上場300%、非上場400%とした平均リスクウ エイト 保有株式が全て上場株式だけの場合は300%、1銘柄でも非上場 がある場合は400% B. PD/LGD方式を使用すると定めている場合 「個々の株式に対してPD/LGD方式を適用して算出した平均リスク ウエイト」とすることが可能と考えてよいか。  (2) 株式の保有明細が不明の場合 簡易手法を適用し、上場、非上場の比率がわかる場合はその平均、分からない場合は400%とする。	同左

新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

[2. その他の意見]

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
29	信用リスク・アセットのみなし計算	167条2項	102	単純過半数方式を適用する場合において、ファンドが平成十六年九月三十日までに投資した株式を保有する場合の、信用リスクアセット額の考え方について確認したい。	<p>単純過半数方式を適用する場合で、ファンドの裏付資産が、</p> <p>平成十六年九月三十日までに投資した株式 平成十六年十月一日以降に投資した株式 株式以外の資産(社債・ローン等)</p> <p>の時には、</p> <p>ファンドが平成十六年九月三十日までに投資した株式のため、グラッドファザリング(附則第十三条第1項第二号)を適用する。 PD/LGD方式、及びマーケットベース方式(内部モデル手法、簡易手法)のいずれかを適用して算出するリスクウェイトを適用する。 と同じリスクウェイトを適用する。</p>	
30	信用リスクアセットのみなし計算	167条4項1号	102	「内部モデル手法」を準用する要件である「日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で第三者に売却できる」につき、解約要件については実態とかけ離れた要件とならないよう、告示の修正又は解釈集での手当てをお願いしたい。	<p>「保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で第三者に売却できる」との要件について、「売却」だけでなく「解約」でもよいこと、時価評価周期と異なり、週次より長い売却ないし解約周期についても認められること、の2点に関して、告示条文または解釈集で手当てされるよう要望したい。</p>	

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## [2. その他の意見]

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
31	リース	174条～ 177条	107	リース取引に係る信用リスクアセットの算出にあたり、資本額や利益計上額との齟齬を避けるため、財務諸表上の数字を用いた計算(償却後簿価を用いてEADを算出する取扱)を認めていただきたい。	同左	<p>告示案第三条によれば、連結自己資本比率は連結財務諸表を用いて算出するものと規定されているが、本邦リース会社においては、所有権移転外ファイナンスリースとオペレーティングリースの別を問わず、賃貸借処理が定着しており、告示案第七十五条の想定する、売買処理に基づく財務諸表は必ずしも作成されていない。従って、この点において、何らかの実務上の取扱いを別途考慮する必要がある。</p> <p>こうした考慮なしに自己資本比率を算出した場合、財務諸表上の利益計上額・自己資本額と信用リスクアセットの額は齟齬を来し、自己資本比率は過少に評価されることとなる。即ち、賃貸借処理、売買処理双方の財務諸表上の資産残高の差異は、とりまなおさず、利益計上額ひいては自己資本ないしは引当金の額に影響しうる。</p> <p>一方、告示案第五十七条に、「事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオンバランス資産項目のEADは、当該エクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金及び部分直接償却額の合計額を下回らない額とする」と規定されているが、財務諸表上の資産残高を用いてEADを算出した場合、必ず本規定に合ったものとなる。</p> <p>以上をもって、「リース料から利息相当額を差引いた額をEADとして算出した自己資本比率を上回らない場合、かつその事実が合理的に説明しうる場合においては、財務諸表上の資産残高(=償却後簿価残高)をEADとして取扱うことを許容する」等の、実務上の取扱いを認めていただきたい。</p>
32	延滞日数の見直し等	206条	120	「延滞日数の見直し」対象となる資産について、現行の開示基準との整合性をどのように考えればよいのか。	本規定は行内におけるデフォルト定義に止めるとしても、「3ヶ月以上延滞」の概念に「実質延滞」を織り込むこととなり、現行の開示基準と相違するため、どのように対応すればよいのか見解を示していただきたい。	
33	内部モデル手法の承認の基準	241条2項2号	135	有効な限り最も長期の標本期間にわたるデータとは、VaR算出上有効と判断する長期の標本期間にわたるデータと解釈してよいか。	<p>条文241の2項2号に「有効な限りにおいて、最も長期の標本期間にわたるデータ」という記載がある。「最も長期の標本期間にわたるデータ」については、「VaR算出の過程で参照するヒストリカルデータは市況悪化時、景気低迷期を含む必要がある」ために求められる要件であると解釈できる。</p> <p>一方で、株式等エクスポージャーのポートフォリオに含まれる銘柄のうち、大半の銘柄のヒストリカルデータが入手不可能であるような観測期間を用いてVaRを算出した場合には、算出されたVaR値の信頼性が確保できない等の問題が生じる。</p> <p>したがって、標本期間の設定に際しては、各行が分析に基く総合的な見地からVaR算出上有効と判断する長期の標本期間を設定して良いことを確認したい。</p>	同左

## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## [2. その他の意見]

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
34	内部モデル手法の承認の基準	241条3項2号	136	内部モデルが、ファンドをルックスルーした保有明細にある株式に対して適用することを目的とする場合、株式だけの運用実績等の把握は困難であることから、本号に関し、ファンド全体での実績等による対応でよいことを確認したい。	本号には、「内部モデルが、銀行全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株式等エクスポージャーのポートフォリオの管理と統合されており、かつ、次に掲げる事項について利用されていること。」とあり、イに「最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価」、ロに「株式等エクスポージャーのポートフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及び評価」、ハに「保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価」とあるが、ファンドにおいては、ルックスルー可能なファンドであっても、個別株式の売買実績データは開示されず、測定や評価が困難である。  例えば、ファンドの資本配賦等の適切性等は、ファンドの中の個々の株式を把握することではなく、ファンド全体を評価することが妥当と考えてよいことを確認したい。	同左
35	内部モデル手法の承認の基準	241条4項1号	137	「有効性及び一貫性について検証を行なうシステム」とは、「検証等を行なう機能がシステム化されていること」ではなく、「検証等を行なう体制、仕組み」のことを意味しているとの理解でよいか。	本号には、「内部モデル及び内部モデルを構築する過程の有効性及び一貫性について検証を行うシステムが設けられており、かつ、当該検証は、当該銀行をして内部モデル及び内部モデルを構築する過程について有意義かつ一貫性のある評価を行うことを可能ならしめるものであること。」とあるが、「有効性及び一貫性について検証を行なうシステム」とは、「検証等を行なう機能がシステム化されていること」ではなく、「検証等を行なう体制、仕組み」のことを意味しているとの理解でよいか。  また、「有効性及び一貫性について検証を行う」とは、具体的には241条4項2号以降に記載された内容を求めていると理解してよいか。	同左
36	内部モデル手法の承認の基準	241条4項3号	137	「外部データを用いて定量的な手法に基づく検証及び比較を実施」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか明示していただきたい。	「外部データ」については、具体的にはどのようなものを想定しているのか確認させていただきたい。 また、「外部データを用いた検証及び比較」については、具体的にどのような手法により、どのような目的で実施するものであるか、確認させていただきたい。	同左
37	内部モデル手法の承認の基準	241条4項8号	137	当該条文における検証とは、どのようなことを目的に実施することを求めているのか、また、その目的を前提とした場合に、「異なる期間」とはどのような期間を想定しているのか明確にいただきたい。	同左	同左

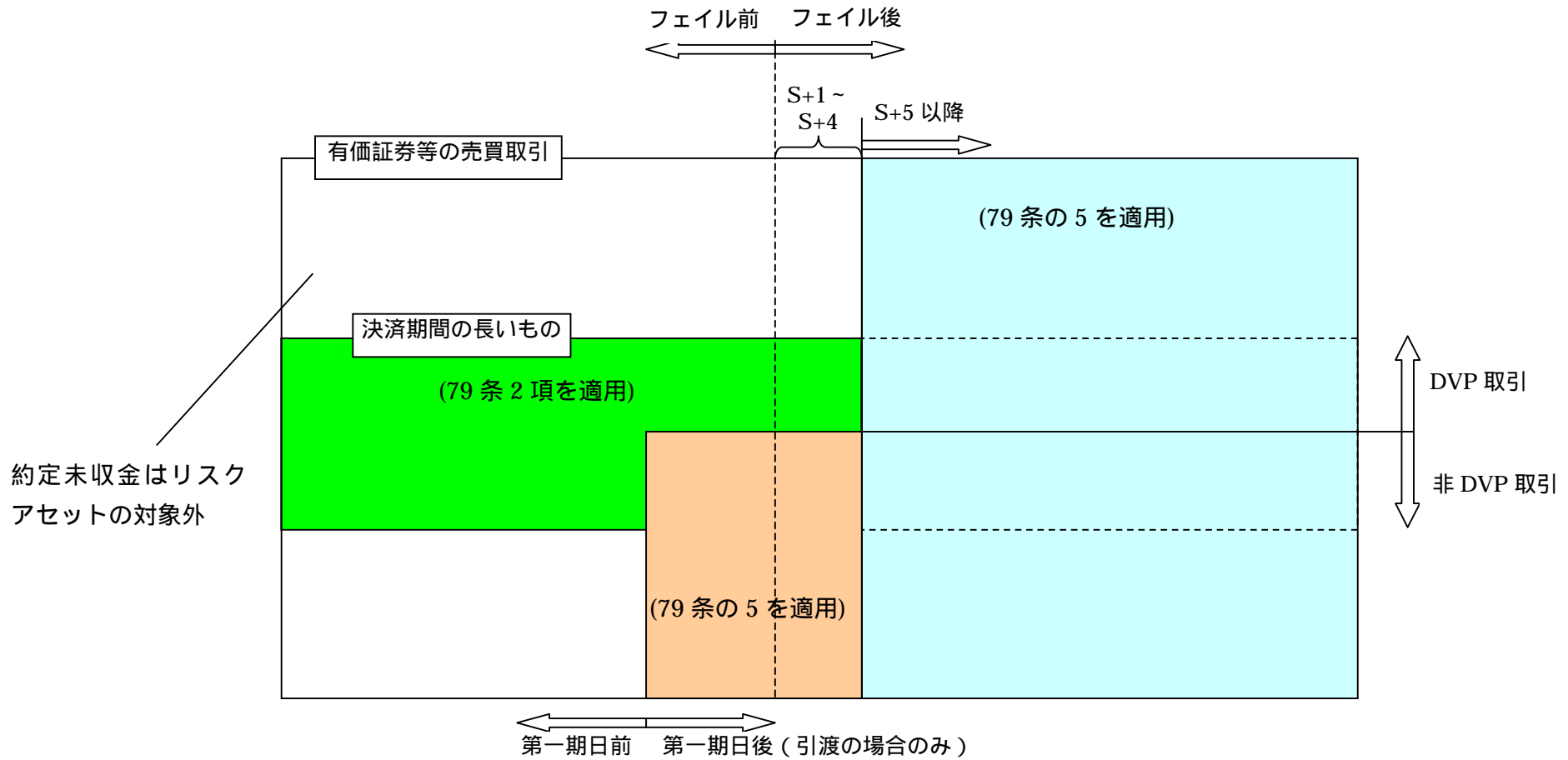
## 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

## [2. その他の意見]

項番	項目	再見直し後告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
38	オペレーショナルリスクにおける粗利益配分手法の承認	308条1項1号 315条2項1号	174	第201条1項の内部格付手法採用行の内部統制基準においては、重要事項の承認を行うのは「取締役会等及び執行役員」と定めているが、第308条1項によりオペレーショナルリスク管理体制整備の規定にしたがった運用とは整合的ではない。	第308条1項(315条2項1号)の規程は、第201条1項の規程に合わせるべきである。具体的には、以下のとおり表現を改めるべきである。  <修正前> 「取締役会及びオペレーショナル・リスクの管理を担当する取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)(以下この章において「役員」という。)の責任が明確化されていること」  <修正後> 「取締役会等およびオペレーショナル・リスクの管理を担当する取締役ならびに執行役員の責任が明確化されていること」	規定の中で、取締役会、取締役等、執行役員、執行役について責任の区分を行わず、実際の運用において経営の責任が明確になっている体制を問うような規定が望ましい。
39	マーケットリスク規制におけるみなし承認規定	附則6条等	183 155	二百七十三条二項三号に記載の承認基準に適合していることを示す書類は、基本的に、現行の告示に基づく届出の際に提出した書類に、新告示にて追加された項目に該当する書類等を添付すればよいか。	同左	二百七十四条に記載の承認基準である、「定性的基準」及び「定量的基準」については、一部の項目を除き、基本的には、現行の告示の基準と同じであるため、新告示案で追加された項目に該当する書類をもって承認基準に適合していることを確認することが可能と考えられるため。

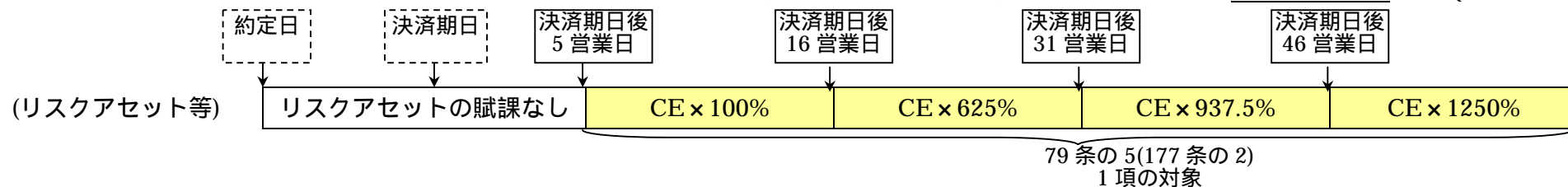
再見直し後告示案における長期決済期間取引、未決済取引等の整理 (別紙1 項番6 関係)



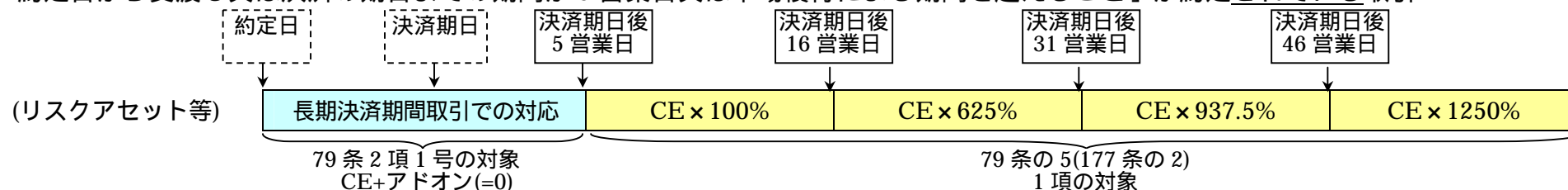
フェイルした場合は原則としてフェイルのルールに従う  
決済期間の長いものは先渡取引扱い  
非DVP取引で引渡後は融資扱い

## DVP 取引

- ・「約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えること」が約定されていない取引（通常の取引）

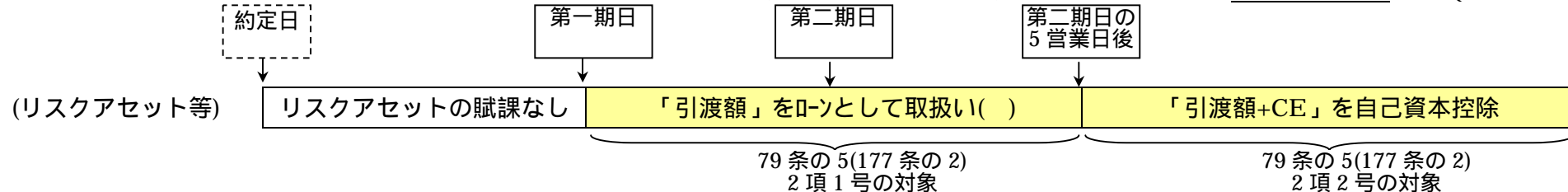


- ・「約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えること」が約定されている取引

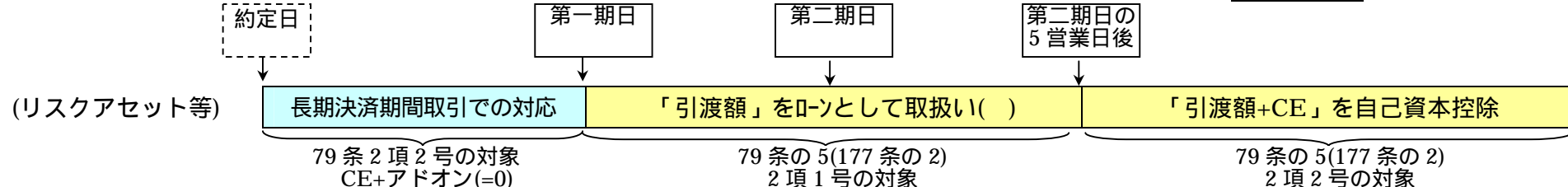


## 非DVP 取引

- ・「約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えること」が約定されていない取引（通常の取引）



- ・「約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えること」が約定されている取引



( ) それぞれの決済が行なわれる場所の日付が同一であれば「同一日の決済」となり、当該資本賦課なし（例：外国為替売買取引等）



## 銀行持株会社に関する自己資本比率告示案に対する意見書

平成18年1月26日  
全国銀行協会

項番	項目	銀行持株会社告示案 (意見の該当箇所)		意見の概要	意見	理由(対案等を含む)
		関連条文	頁			
1	先進的計測手法の承認	(持株告示案)第290条	163	銀行持株会社において先進的計測手法の認可を得る場合、持株告示案第290条と銀行告示案第313条との関係を明確にしていきたい。	銀行持株会社において先進的計測手法の認可を得る場合、傘下の銀行が別途認可を得る必要があるのかが不明確である。仮に、傘下の銀行が別途認可を得る必要があるとして、スタンドアローンによる先進的計測手法を採用する銀行と、配分法による先進的計測手法を採用する銀行とは、認可の可否は異なるのかが不明確である。このため、上記項目について明確化していきたい。	<p>対案として、以下の二つが考えられる。</p> <p>対案1：銀行持株会社で先進的計測手法の認可を得る場合は、傘下の銀行において別途認可を取得する必要はない</p> <p>対案2：親銀行等(銀行持株会社あるいは親銀行)で先進的計測手法の認可を得る場合でも、原則、傘下の銀行も別途、粗利益配分手法または、先進的計測手法の認可が必要。 但し、傘下の銀行が「配分法による先進的計測手法」を採用する場合、その手法は、あくまで配分する側の手法であることから、傘下の銀行での認可は不要。</p>